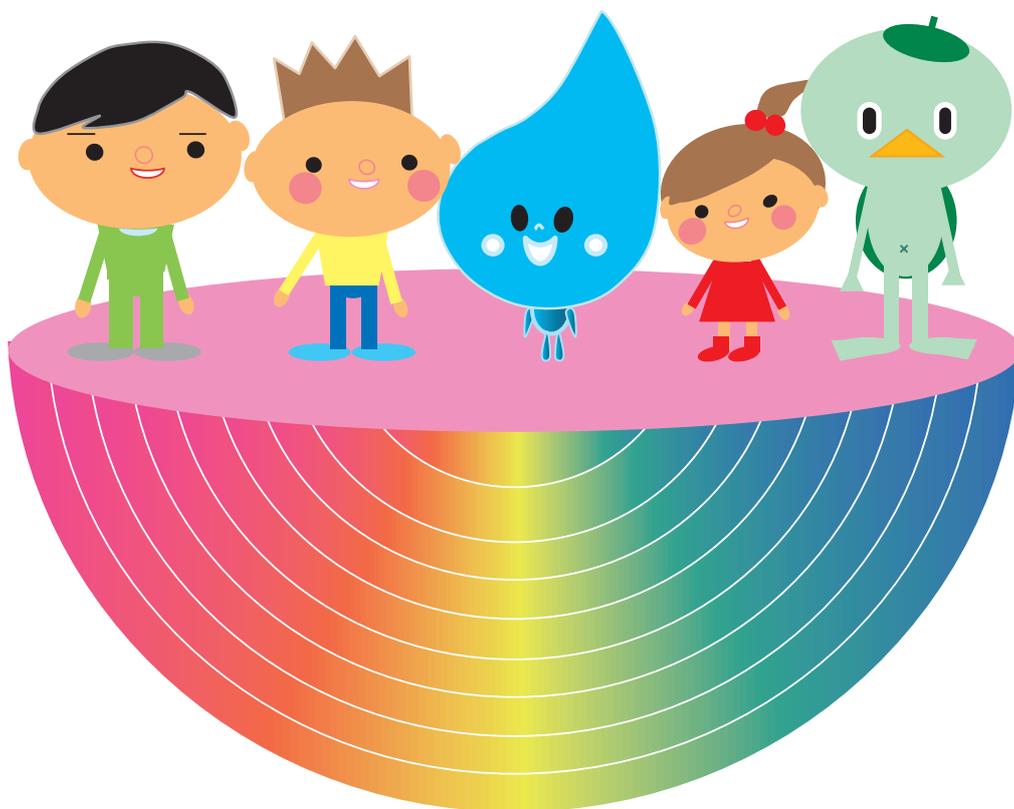


よりよい水環境のための 浄化槽の使用及び管理マニュアル



監修：福岡県環境部廃棄物対策課

美しい水環境の創造へ

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

<http://www.fjkyo.or.jp>

〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL (092)947-1800 FAX (092)947-3636



ウォー太くと仲間たち



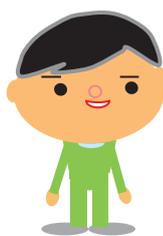
ウォー太くん
水のココロから
生まれた博多の水



田中くん
ウォー太くんのお友達



まるちゃん
田中くんの妹



じょうかするぞうさん
浄化槽協会のおじさん



カワチャン
カワガツバ
本当は双子のカツバ

よりよい水環境のための浄化槽の使用及び管理マニュアルの使用について

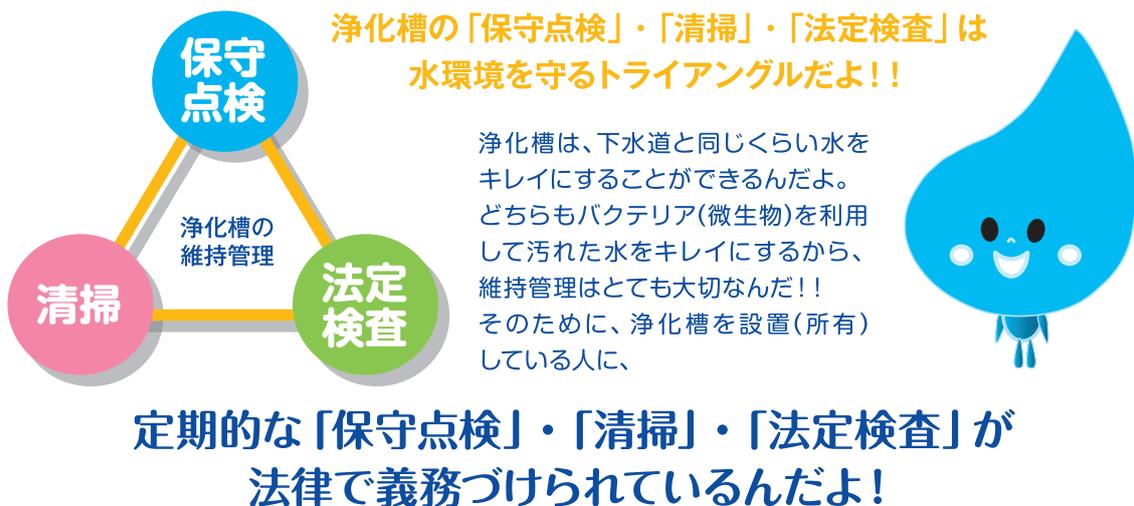
浄化槽は、微生物によって汚水を処理し、きれいな水にして自然に返す優れた施設です。

私たちの生活を快適にしてくれますが、適切な使用や管理がなされないと、これらの微生物がダメージを受け、汚水の処理ができなくなります。

私たちのまわりの環境をできるだけ良い状態で未来の子供たちへ引き継いでいくため、本マニュアルを参考にして、適切な浄化槽の使用及び管理に役立ててください。

本マニュアルは次のような構成になっています。

- ①汚水処理における浄化槽の役割
- ②浄化槽の基本的しくみ
- ③維持管理の必要性と維持管理業者の役割
- ④法定検査の必要性
- ⑤法定検査結果の反映
- ⑥用語の解説
- ⑦浄化槽Q & A
- ⑧福岡県保健福祉環境事務所一覧
- ⑨福岡県市町村一覧
- ⑩もしものときの浄化槽に関する連絡先一覧



1. 汚水処理における浄化槽の役割

(1) 基本的考え方

汚水が公共用水域^{*1}に放流されると、自然水と混合されて時間の経過とともに河川等が本来もっている自浄作用によって汚濁物質^{*2}は浄化されます。しかし、河川等の自浄作用の能力の限界を超える汚濁物質が流入すると、水質汚濁が進行するため、私たちには、生活排水から出る汚濁物質を一定量削減する生活排水処理施設の設置が求められます。

生活排水処理システムには、図1に示すように下水道^{*4}、農業集落排水施設^{*5}、浄化槽^{*6}等があります。

これらのうち、多数の離れた建築物の生活排水を管路で集水し、建築物から離れた敷地で一括処理するシステムを集合処理といい、下水道や農業集落排水施設等が該当します。一方、建築物と同じ敷地内で生活排水を処理するものを個別処理といい、その代表が浄化槽です。その中には、利用者の多い集合住宅、複数の建築物であるが、機能的に一つとみなせる学校や役場などの公共施設、店舗、病院などの排水を受け入れる中・大型の浄化槽もあります。

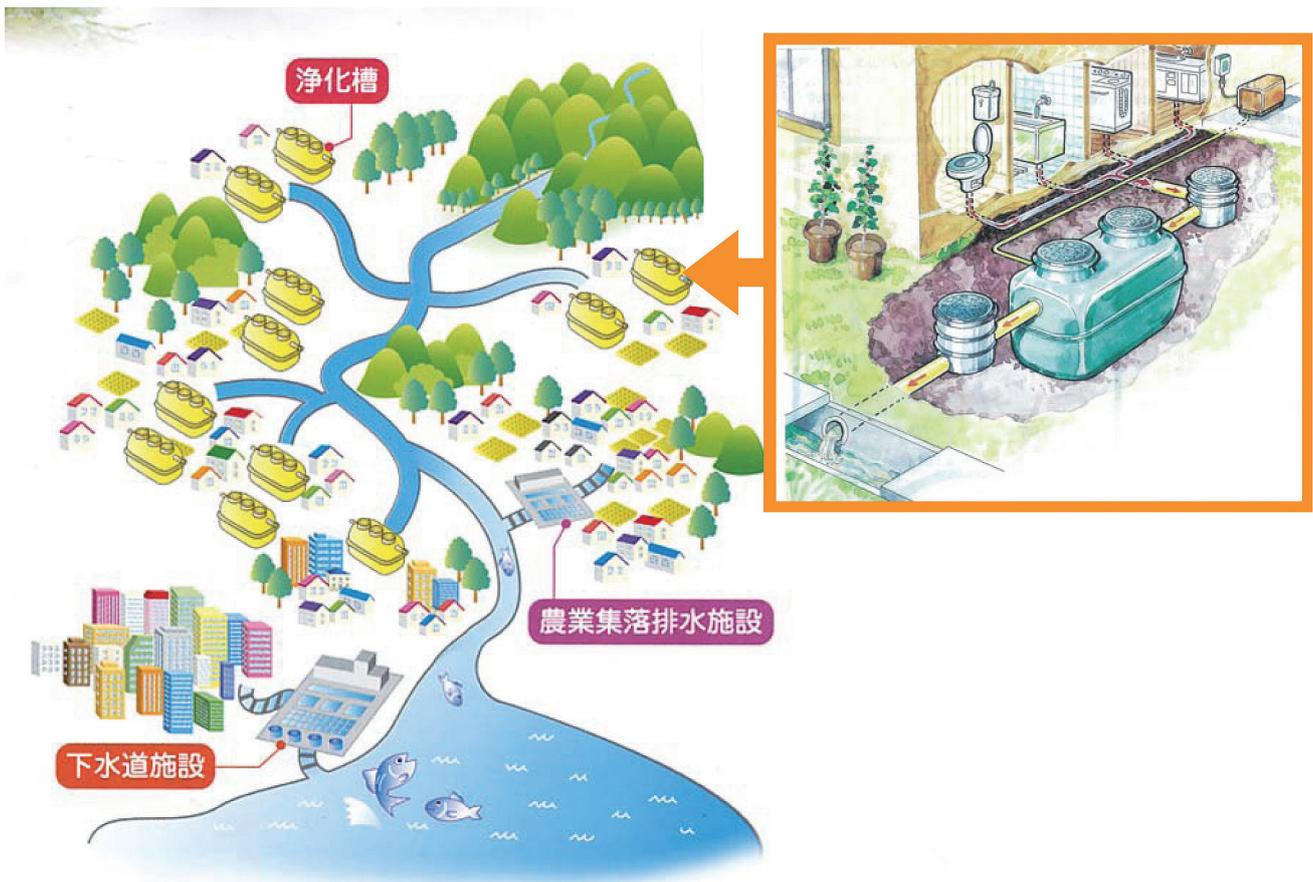


図1 主な生活排水処理システムの種類と浄化槽のイメージ

(2) 浄化槽の特徴

浄化槽の特徴をまとめると、次のとおりです。

①生活排水を1か所に集める管路が不要です。

下水道などの集合処理では、管路施設を伴うため多額の費用がかかります。一方、個別処理である浄化槽においては、これらの長い管路施設が不要であることが構造上最大の特徴です。

②各戸に駐車場1台分程度の敷地で設置が可能です。

各戸ごとに浄化槽を設置するスペースとして、普通乗用車1台分程度の敷地で設置することができます。

③各戸ごとに維持管理^{*7}が必要です。

処理施設が各戸ごとに整備されることから、必然的に各戸ごとの運転となり、維持管理が必要です。

④工事期間が短くて済みます。

各戸ごとに整備したところから汚水処理が開始されます。各戸の整備は1週間から10日程度で可能なことから、整備に伴う水環境への貢献を早く行うことができます。

⑤水路、河川の水量維持が期待できます。

下水道は管路により、汚水を下流域に設けられた処理場へ送り処理するため、その中間の河川の水量が減少しますが、浄化槽は整備前後においても、各戸から排出される水量は変化しないため、水路、河川などの水量が確保され、地域の健全な水循環が図れます。

⑥排水処理施設の整備に柔軟性があります。

各戸ごとに処理施設を整備するため、整備計画に柔軟性があります。一方、下水道などの集合処理の場合、先に処理場を建設し、順次上流に向かって管路を整備するため長期間を要します。このような整備方法と比較すると、浄化槽では整備計画の見直しが容易です。

⑦地震災害に強いです。

近年の大地震において、集合処理で整備された管路が被災するなどにより、上流側の家屋全てでトイレが使用できなくなるなどの被害が発生しています。浄化槽では槽本体や管路の被害が比較的少なく、被災しても個別の修繕で復旧できるという利点があります。

⑧住民の環境意識が向上します。

各戸ごとに処理を行うことから、住民の生活排水処理に対する意識が向上し、また、集合処理に見られるような処理施設の設置場所の選定等に関する協議や事務処理が不要です。

(3) 生活排水とは？

水洗便所からの排水とそれ以外の生活雑排水（台所排水、洗濯排水、風呂・洗面排水など）から成っています。生活排水の汚濁負荷量^{*8}は生活様式によって大きく変わりますが、平均すると表1のようにまとめられます。

表1 生活排水の水量と汚濁負荷量の原単位

生活排水		水量 (L/人・日)	汚濁負荷量 (g/人・日)		
			BOD (生物化学的 酸素要求量)	N (窒素)	P (リン)
し尿	便所	50	13	8	0.8
生活 雑 排 水	台所	30	9	2	0.2
	風呂	60			
	洗濯	40			
	洗面	10			
	その他	10			
合計		200	40	10	1.0

水洗便所排水と生活雑排水を比較すると、水量では前者に対して後者が3倍、排水中に含まれているBOD^{*9}でも後者が2倍強と、圧倒的に生活雑排水の方が多くなっています。私たちが日常何気なく流しているものが、意外に高い汚濁の原因となります。

図2は暮らしの中から出る各種食品のBODと、それを比較的汚染に強いコイやフナが住める程度の水質（BOD 5mg/L）にまで希釈するのにどれくらいの水が必要であるかを、例として風呂おけ（300L）何杯分の清水に相当するかを試算しています。使用済み天ぷら油の負荷量は多く、約コップ1杯（200mL）をコイやフナが住める水質（BOD 5mg/L）に薄めるのに風呂おけ（300L）の清水が200杯必要となります。

また、浄化槽に流入する1人1日当たりのBODに換算した汚濁負荷量（以下、「BOD量」という。）(40g)と比較して何人分の負荷量に相当するかを試算しています。先に示した量の天ぷら油は、浄化槽に流入するBOD量と比較すると7.5人分にも相当します。

生活排水のBOD濃度は200mg/L程度ですから、ここにあげた食物は、その何十倍から何百倍もの濃度を示し、ごく少量流しても環境や浄化槽の機能に影響を及ぼします。

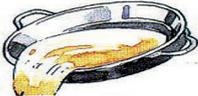
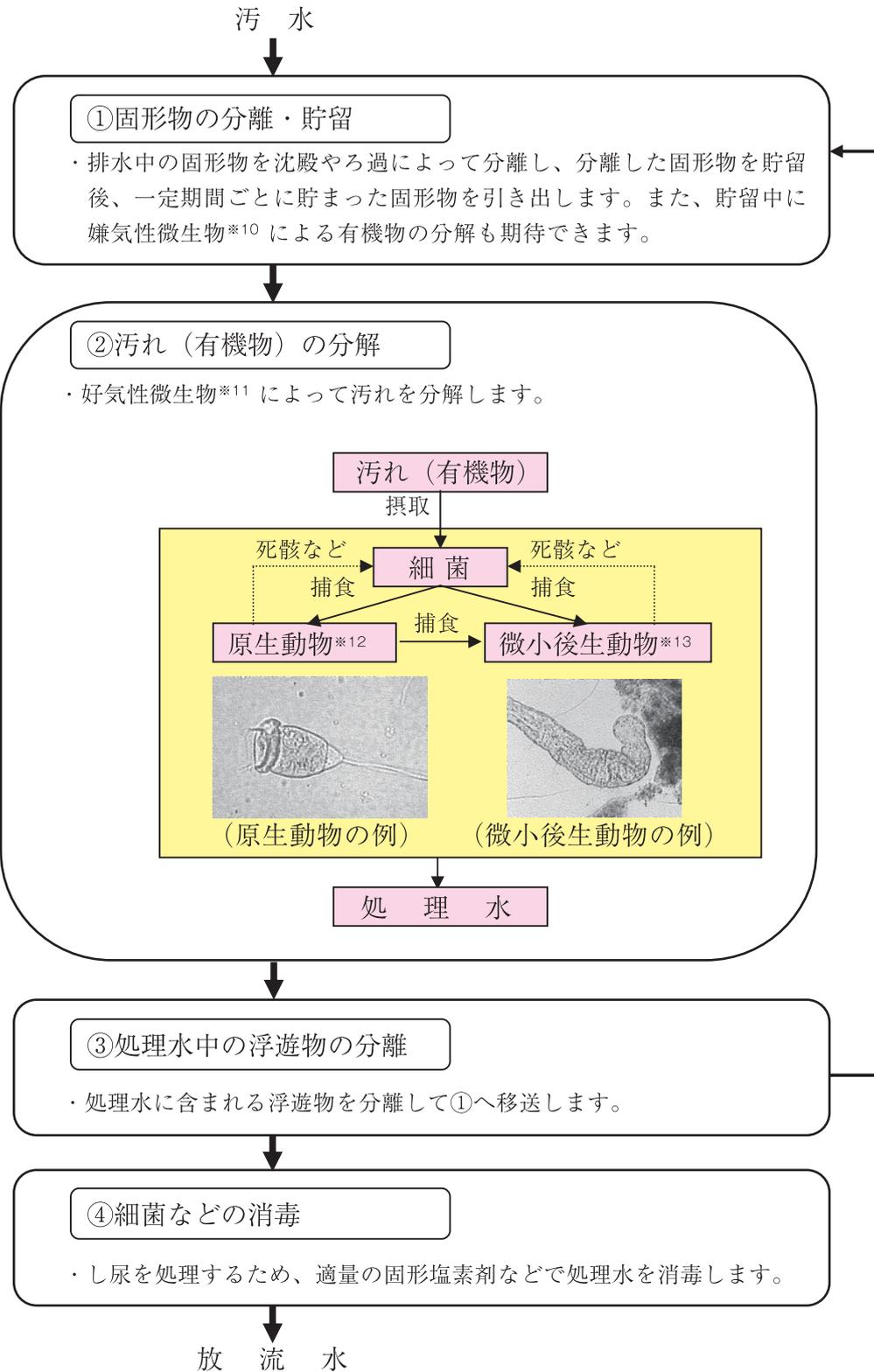
食品名 (おおよその濃度) これだけ捨てたら	コイやフナが住める水質 (BOD 5 mg/L) にする ために必要な水の量は風呂 おけ何杯分？ 	浄化槽に流入するBOD量 (1人・1日) 40gの何人分に相当するか？
		浄化槽に流入する台所からのBOD量 18gに相当する食品の量はいくら？
使用済みの 天ぷら油  (1,500,000mg/L) 200 ミリリットル	200 杯分	7.5 人分
		12 ミリリットル
牛乳  (78,000mg/L) 200 ミリリットル	10.4 杯分	0.4 人分
		230 ミリリットル
ラーメンの汁  (25,000mg/L) 200 ミリリットル	3.3 杯分	0.13 人分
		720 ミリリットル
みそ汁  (35,000mg/L) 200 ミリリットル	4.7 杯分	0.18 人分
		510 ミリリットル
ビール  (81,000mg/L) 200 ミリリットル	11 杯分	0.4 人分
		220 ミリリットル

図2 暮らしの中から出る汚れ

2. 浄化槽の基本的なしくみ

(1) 処理方法

浄化槽における汚水の処理は、次のように行われています。



(2) 浄化槽の構造

浄化槽の処理方法はおおまかには前頁のとおりですが、実際の製品には規模や性能に応じてさまざまな構造のものがあります。自宅の浄化槽がどのタイプであるかは、設置時に渡された書類（例えば、浄化槽の使用上の注意）で確認することができますが、不明な場合は保守点検業者に確認してください。

一般住宅に設置される浄化槽の構造について、主な例を処理方式別に示します。

①嫌気ろ床接触ばっ気方式（放流水 BOD20mg/L 以下）

国土交通大臣が定めた構造基準による処理方式で、これまでに最も多く設置されているものです。

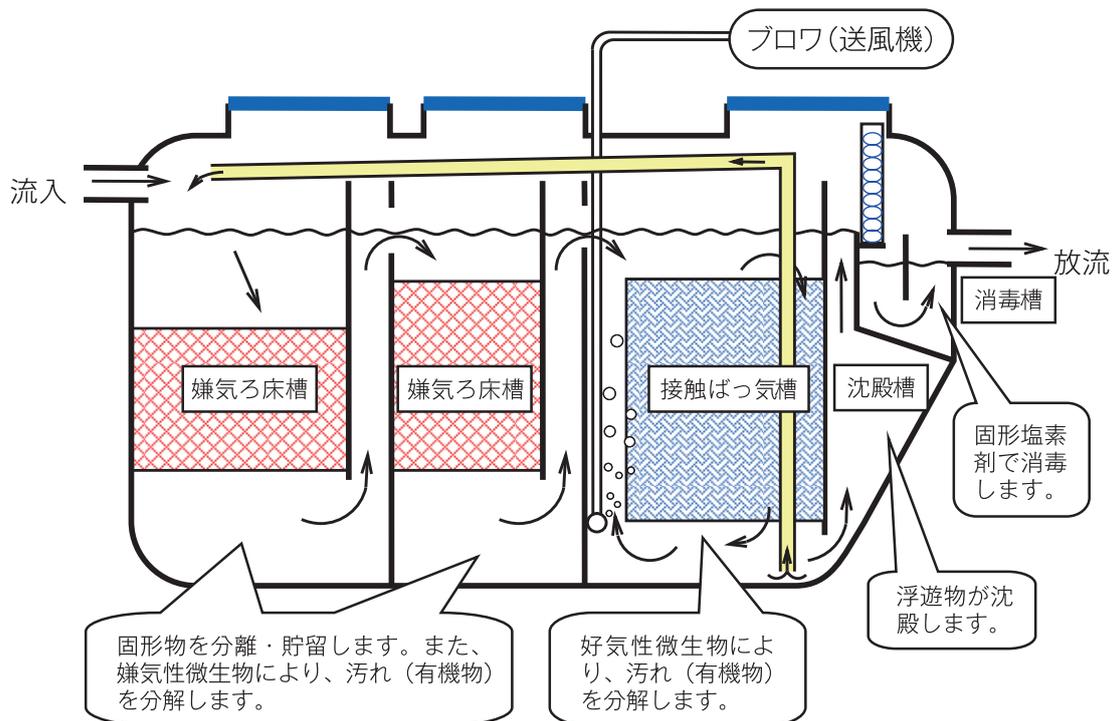


図3 嫌気ろ床接触ばっ気方式の構造



図4 浄化槽（嫌気ろ床接触ばっ気方式）の外観

②生物ろ過方式（放流水 BOD20mg/L 以下）

メーカーが独自に開発し、国土交通大臣の認定を受けた方式で嫌気ろ床接触ばっ気方式に比べ、容量が60～80%とコンパクトになっています。

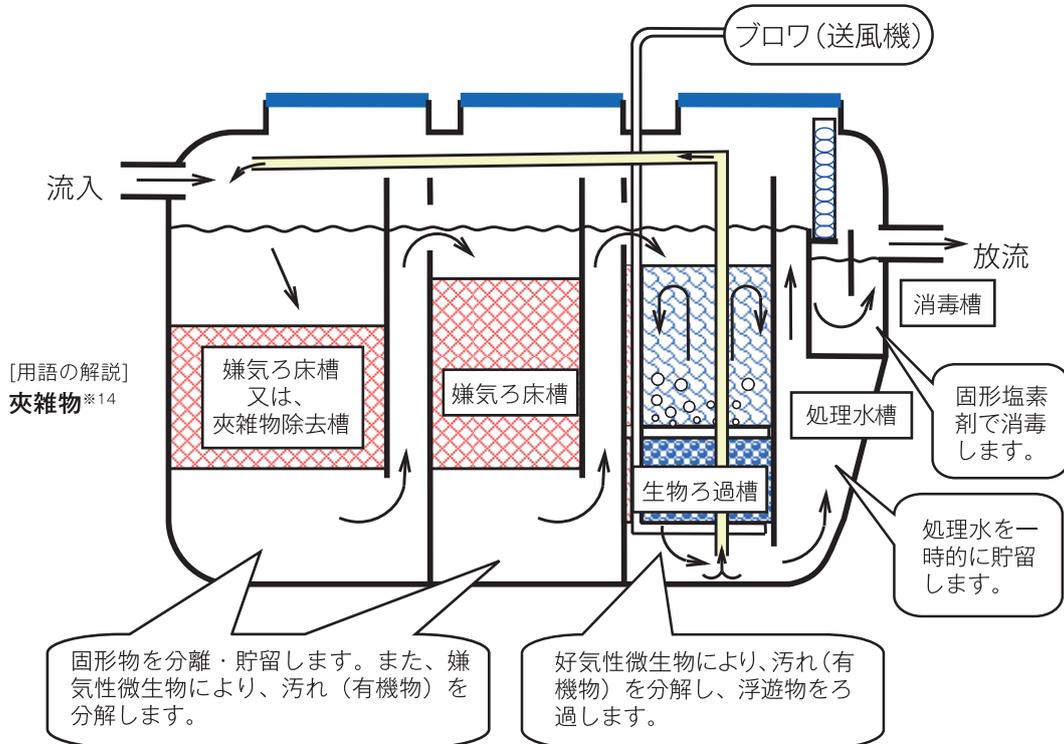


図5 生物ろ過方式の構造例

③その他の処理方式

上記のほか、メーカーごとに様々な処理方式の浄化槽が開発されています。また、BOD だけではなく、窒素やリンなどを除去する高度処理型浄化槽^{※15}と呼ばれる製品も多く開発されています。

なお、台所から出る生ゴミを処理するためのディスポーザー^{※16}を付けるには、ディスポーザー対応型浄化槽の設置が必要です。

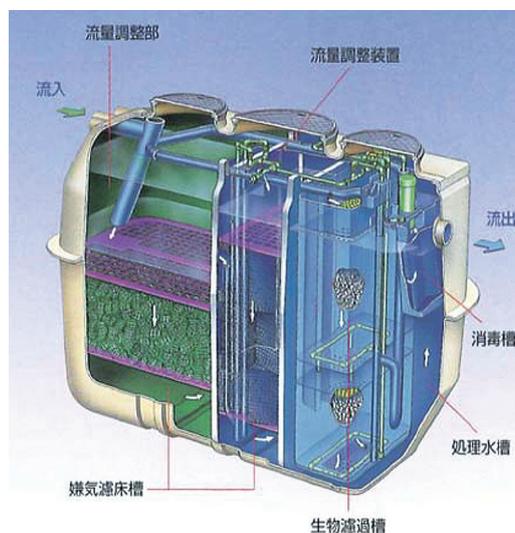


図6 窒素除去型浄化槽の構造例

3. 維持管理の必要性和維持管理業者の役割

(1) 維持管理の必要性和浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者^{*17}は、浄化槽の保守点検^{*18}及び清掃^{*19}を実施し、設置後及び定期的に指定検査機関^{*20}の実施する水質に関する検査（法定検査^{*21}）を受けなければならないと定められています。その一連の流れを示したものが図7です。なお、浄化槽管理者とは、浄化槽の所有者、占有者等で当該浄化槽の維持管理について責任を有する者で、一般には世帯主が該当します。

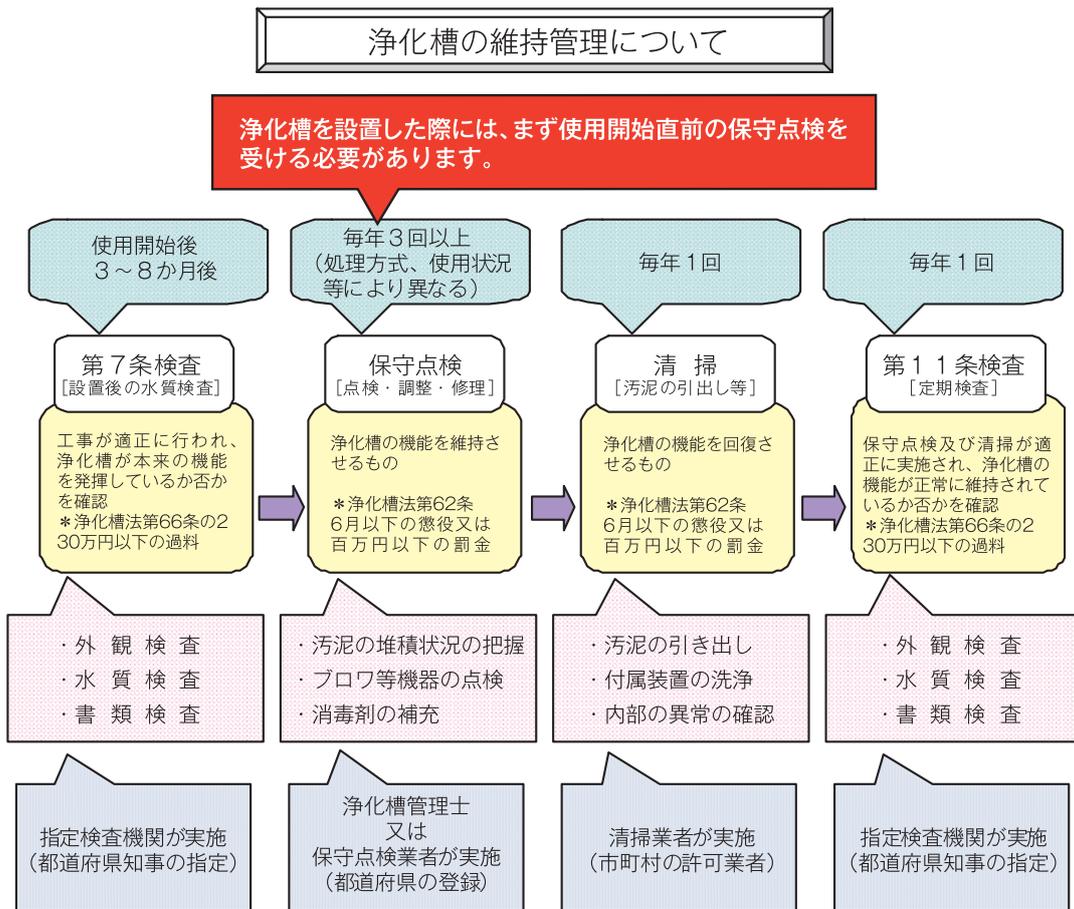


図7 保守点検、清掃、法定検査の流れ

したがって、浄化槽管理者には、図7に示す定期的な維持管理が義務付けられています。維持管理の役割は浄化槽の機能を適正に保ち、浄化槽法で定められた放流水質の技術上の基準すなわち BOD20mg/L 以下を満たすことにあります。そのためには、保守点検及び清掃のいずれにおいても浄化槽法で定めた一定の基準に従って実施することとされていますが、浄化槽の一般的な所有者である浄化槽管理者が維持管理を自ら行うことは困難です。そこで、浄化槽管理士^{*22}を雇用している保守点検業者^{*23}に浄化槽の保守点検を、清掃業者^{*24}に清掃を委託するのが一般的です。なお、浄化槽を設置した際は、まず使用開始直前の保守点検を受ける必要があります。

その保守点検作業とは、図8に示すように微生物の機能を維持し、浄化槽に設けられた各設備機器が正常に作動するように調整や保守作業を行うことです。また、1年間程度の期間が経過すると、槽内部には汚泥が蓄積し、処理機能が低下するおそれがあるために図9に示す清掃作業が必要になります。なお、維持管理が適正に実施されていないと、臭気やブロワ*²⁵からの騒音などの苦情が近隣から発生することもありますので、十分留意してください。

浄化槽は微生物によって生活排水を処理するものですから、微生物が活発に活動できる状況を常に保つ必要があります。また、いろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整、修理、スカム*²⁶や汚泥の状況を確認します。



図8 保守点検の概要

浄化槽を適正に使用していても1年間程度経過しますと、浄化槽の中にスカムや汚泥がたまり、浄化槽の働きが低下してきます。そこで、それらを除去する清掃が必要になります。清掃の時期は、原則1年に1回とされていますが、使用人員や使用状況によって、次の清掃までの期間が短くなることがあります。



図9 清掃の概要

(2) 使用上の注意

浄化槽は、水洗便所汚水と生活雑排水を併せて処理するものですが、これらの排水を著しく多く流したり、有害な物質を流すと、正常な処理機能が維持できないおそれがあります。

そこで、浄化槽を使用する場合には、次の事項に注意してください（図10参照）。なお、より詳細な浄化槽の使い方等については、後述の「浄化槽Q & A」を参照してください。

使用上の注意！

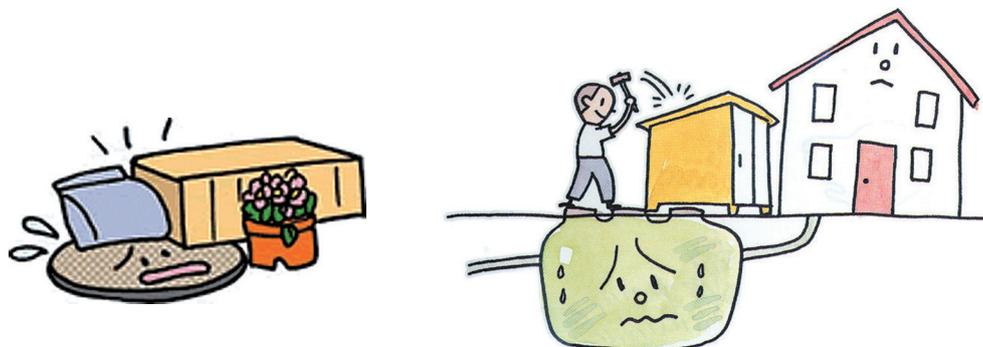
★便器の掃除はぬるま湯で行い、塩酸等の薬品は使わないでください。（普通のトイレ洗浄剤はOK！）



★専用のトイレットペーパーを使用し、紙おむつ、新聞紙、タバコの吸い殻を流さないでください。



★浄化槽の上にものを置いたり、建物を建てないでください。



★故障や異常が発生したら、直ちに保守点検業者または清掃業者に連絡し、対応してください。

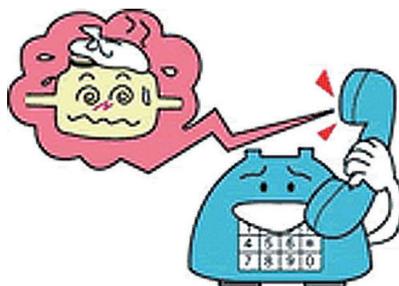


図 10 浄化槽を使用するための注意事項

(3) 維持管理契約時の留意事項

浄化槽管理者が浄化槽の維持管理を保守点検業者及び清掃業者に委託する場合は、保守点検及び清掃の契約を結ぶ必要があります。その際、契約書には必要な事項を明確にしておくことが重要です。年間一式いくらという大雑把な内容ではなく、

- ① 保守点検料金（1回の保守点検料金及び年間の保守点検回数）
- ② 清掃料金（1回の清掃料金、年間の清掃回数）
- ③ 法定検査の事務手続きなどを代行する場合の料金
- ④ その他、修理代、消耗品代等（必要に応じて）

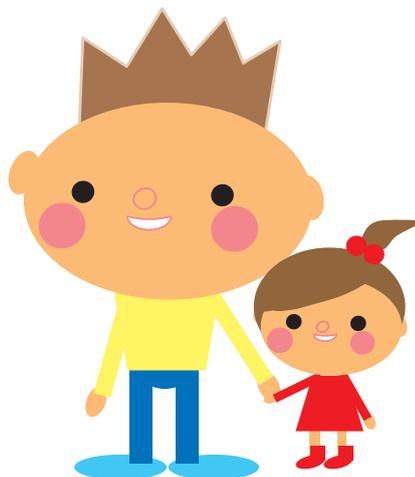
の料金の明細の記載が必要です。契約書に明細の記載がない場合は、きちんと業者側に明細の説明を求めてください。また、保守点検及び清掃は法で定められた技術上の基準に従って行う必要がありますので、契約時にはそのことも併せて説明を求めてください。浄化槽管理者も技術上の基準を認識し、単にいたずらに料金の値引きのみにこだわらないようにする必要があります。また、法定検査の受検についても、その意義を理解し、受検申し込みを行うことが必要になります。

なお、工事完了後に工事業者から浄化槽管理者へ渡されることになっている「浄化槽の使用上の注意」や「維持管理要領書^{*27}」はその内容を確認し、保管しておくようにしてください。

(4) 保守点検及び清掃の記録票

保守点検業者が保守点検を、清掃業者が清掃作業を実施した際には、浄化槽管理者に対し、それぞれ記録を作成し、交付されるとともにその内容についての説明があります。この記録票は、次回の保守点検及び清掃や法定検査の時に、これまでどのように浄化槽の維持管理が行われてきたかを示す、いわば病院で診察を受けた際のカルテのようなものです。大切な書類ですので、無くさないようにする必要があります。法令では3年間保存することになっていますので、注意してください。保守点検記録票の例を図11に示します。

大人は私たちのために
頑張ってくれているのね！



記入例（性能評価型）

小型合併処理浄化槽保守点検記録票

施設名称	合併 好朝
建築物用途	戸建て住宅
浄化槽管理者(設置者)	同上
浄化槽管理者(設置者)ふりがな	あいべ よしお
浄化槽管理者(設置者)住所	東京都新宿区市谷四丁目
浄化槽管理者(設置者)電話番号	03 - 1234 - 5678

浄化槽のメーカー・型式	東京浄化槽 J E C S - C
処理方式	嫌気ろ床担体流動生物ろ過循環方式
保守点検業者	株式会社 浄進システム
会社住所	東京都千代田区大手町一丁目
担当者	渡辺 克彦
会社電話番号	03 - 8765 - 4321

前回の点検日時	2003年 11月 6日 13時	8 各単位装置共通	12-1 沈殿槽
点検日時	2004年 3月 1日 10時	衛生害虫の発生状況	0 1 (一次) 二次
前回の清掃日	2003年 4月 1日	臭気の発生状況	0 一次 二次
処理対象人員	5 人	槽内水のオーバーフロー	0 一次 二次
1 使用状況	水位上昇の痕跡	0 一次 二次	12-2 処理水槽
人員比(BOD負荷)	0 人員比 0.8	短絡水流の形成	0 一次 二次
日平均汚水量	読み値 2143.5 m ³ 計算結果 0.9 m ³ /日	内部設備の変形・破損	0 一次 二次
(水道メータ等から: m ³ /日)		隔壁の漏水	0 一次 二次
流入の状況	→備考	9-1 一次処理装置共通 第1室	13 消毒槽
2 躯体・スラブ・マンホール		スカムの蓄積状況	0 20 cm
マンホール等の破損状況	0	汚泥の蓄積状況	0 30 cm
スラブの変形・破損等	0	移流口等の状況	0
躯体の変形・破損	0	9-2 一次処理装置共通第2室以降	14-1 水質
荷重の状況	0	スカムの蓄積状況	0 5 cm
躯体の浮上、沈下の状況	0	汚泥の蓄積状況	0 20 cm
漏水の状況	0	移流口の状況	0
躯体の水平の狂い	0	10 好気性生物反応槽共通	増・減
マンホールからの雨水・土砂の混入	0	ばっ気攪拌の状況	0 ばっ気量
3 管渠		空気配管等(閉塞・破損)	0
管渠の誤接合	0 異常部位	微小後生動物の増殖状況	0 備考
管渠の破損	0 異常部位	11-1 接触ばっ気槽	
管渠からの雨水、地下水、土砂の流入	0	接触材・移流部の状況	
流入管渠の勾配不良	0	剝離汚泥の状況	
放流管渠の勾配不良	0	生物膜の状況	逆洗無 汚泥移送
放流管からの逆流	0	逆洗装置の作動状況	→
管渠におけるスライム等の付着状況	1 異常部位	11-2 担体流動槽	
4 ブロフ・制御機器	沈殿槽汚泥引抜ポンプの設定	担体の状況(摩擦等)	0
ブロフの作動状況	0 1回当りの作動時間(分)	担体の流動状況	0
制御、安全機器の作動状況	0 作動時刻() () () ()	担体の充填状況	0
5 空気配管(埋設管)		11-3 生物ろ過槽	
空気配管の閉塞	0 () () () ()	担体の状況(摩擦等)	0
空気配管の破損	0 () () () ()	ろ過装置流入部の水位	0 cm
6 循環装置	調整前 調整後	逆洗装置の設定	0 回/日
循環装置の作動・調整状況	1 1.8 L/分 2.2 L/分	逆洗装置の作動状況	0 分/回
7 流量調整装置	調整前 調整後	担体の充填状況	0
流量調整装置の作動・調整状況	1 2.8 L/分 2.9 L/分		
消耗品、部品の交換	消毒剤を0.8kg補充しました。		
消耗品及び交換部品の履歴	前回は、消毒剤を0.8kg補充しました。		
所見	トラップ付升(掃除) 衛生害虫が一次処理装置に認められましたが駆除しました。 前回清掃して四月で一年が経過します。四月ごろ清掃する予定です。		

【用語の解説】
→※28
→※29
→※30
→※31

(異常の有無を記入する項目) 0: 正常です。 1: 調整しました。 2: 部品の交換等の改善を行いました。 3: 要観察、次回の保守点検まで様子を見ます。 4: 部品の交換、修理等の改善が必要です。
(二次処理流出水の外観) 0: 濁り(微粒子)がほとんどない・水に臭気がない 1: 濁り(微粒子)がほとんどない・水に臭気がある 2: 濁り(微粒子)が少し認められる・水に臭気がない 3: 濁り(微粒子)が少し認められる・水に臭気がある 4: 濁り(微粒子)が認められる・水に臭気がない 5: 濁り(微粒子)が認められる・水に臭気がある

図 11 保守点検記録票の例

(出展: (財) 日本環境整備教育センター発行小型合併処理浄化槽保守点検・清掃記録票の解説と記入方法)

参 考	※水質に関する望ましい基準 pH: 5.8~8.6 DO: 1.0mg/L 以上 BOD: 一般には 20mg/L 以下 透視度: 20cm 以上 残留塩素: 検出されること なお、これらは参考値であり、この数値だけで維持管理状況が判断されるものではありません。
-----	---

4. 法定検査の必要性

(1) 法定検査

法定検査とは浄化槽が適正に設置され、併せて保守点検や清掃が正しくおこなわれているかを判断するとともに、放流水質の技術上の基準が守られているかを検査するものです。法定検査には、浄化槽法第7条第1項に基づく設置後等の水質検査^{*32}、及び第11条第1項に基づく定期検査^{*33}（年1回実施）があり、県知事の指定する指定検査機関がこれにあたっています。福岡県（北九州市及び大牟田市を除く）では、50人槽以下の11条検査については、厚生省（現環境省）に過去のデータを分析・提示し、5年を1サイクルとする検査方式の承認を受け、この検査方式により実施しています。5年のうち1回は指定検査機関の職員である浄化槽検査員による外観検査と水質検査、書類検査を実施し、残り4回は保守点検事業者で指定講習会を受講した指定採水員が採水した浄化槽の放流水を検査するものです。検査結果等に関しては、「都道府県知事又は市町村長へ報告しなければならない」（法第7条第2項及び第11条第2項）とされていることから、全ての検査結果は県知事及び市町村長へ報告しています。なお、福岡県（北九州市及び大牟田市を除く）では、指定検査機関として（一財）福岡県浄化槽協会が指定されています。

平成18年2月の法改正により、都道府県知事は法定検査を受検していない浄化槽管理者に対し、法定検査受検の指導、助言、勧告及び命令ができるようになりました。そのため、未受検者に対しては、最終的に「30万円以下の過料に処する」ことが適用されることもあります。必ず受検するようにしてください。

(2) 保守点検及び清掃と法定検査の関係

これまで述べてきたように、保守点検及び清掃は個々の浄化槽の機能を正常に保つことが目的であり、法定検査は個々の浄化槽の設置状況や稼働状況、並びに放流水の水質を検査し、その結果を毎年都道府県または市町村に報告すること、必要に応じて改善を促すことが目的です。このように役割が分かれており、いずれも浄化槽を適正に維持していく上で必須なものです。

検査は、図7に示したように外観検査、水質検査及び書類検査から構成されています。

5. 法定検査結果の反映

(1) 法定検査結果の概要

指定検査機関は法定検査を実施した後、検査結果書を作成し、浄化槽管理者に交付します。浄化槽管理者は、検査結果書の交付を確認するとともに、内容に不明な点がある場合は、保守点検を委託している保守点検業者、清掃を委託している清掃業者、法定検査を実施した指定検査機関及び都道府県または市町村に説明を求めることができます。検査結果は、適正、おおむね適正、不適正の3段階の判定に分かれていますが、適正と判定されなかった浄化槽は、使用状況や保守点検または清掃に何らかの課題を抱えていることから、改善のための対策を講じることが必要になります。

このため、都道府県あるいは市町村から浄化槽管理者や保守点検業者または清掃業者へ行政指導や浄化槽法に基づく助言、指導が行われることがあります。

(2) 法定検査結果への対応

法定検査の結果、「不適正」の判定になった浄化槽については、適切な排水処理が行われるよう、都道府県または市町村によって維持管理に関する行政指導が行われることとなります。

しかし、適切な維持管理を行うためには、行政指導が行われる前に保守点検業者や清掃業者などがしっかりと役割を果たすことが求められます。そのためには、法定検査の結果を理解し、不適正と判定された場合には、保守点検業者や清掃業者に伝えることが必要です。

法定検査のご説明



現場での検査（5年毎 ※別表）

水質検査

- ① pH
- ② 溶存酸素量（DO）
- ③ 透視度
- ④ 残留塩素濃度
- ⑤ BOD（採水）※

※採水した水は検査室へ



（放流水の採水）

外観検査

- ① 設置状況
- ② 設備の稼働状況
- ③ 水の流れ方の状況
- ④ 使用の状況
- ⑤ 悪臭の発生状況
- ⑥ 消毒の実施状況
- ⑦ か・はえの発生状況



（現場での水質検査）

書類検査

- ① 保守点検の状況
- ② 清掃の状況

（検査済証）

浄化槽法第7条検査

検査済証

福岡県知事指定第1号
指定検査機関
（一財）福岡県浄化槽協会

平成〇〇年度

浄化槽法第11条検査

福岡県知事指定第1号
指定検査機関
（一財）福岡県浄化槽協会

検査済み証は送風機付近に貼付しています。

採水

検査室でのBOD検査（1年毎 ※別表）

5年のうち4年間は、指定採水員（維持管理を行っている業者）が放流水の採水を行います。



試料の希釈・調整1日目のDOを測定

指定検査機関の検査室

20℃で5日間培養



5日目のDOを測定しその差からBODを算出



BODとは・・・？

水の汚れを表す数値で、浄化槽の水質判定の指標となります。
一般的に浄化槽(合併処理)ではBODが20mg/L以下、みなし(単独処理)浄化槽ではBODが90mg/L以下と定められています。

50人槽以下の浄化槽は、次の検査を5年周期で実施します

外観検査年
（1年）

浄化槽検査員が採水します

外観検査、書類検査及びBODを含む水質検査を実施します

水質検査年
（4年）

指定採水員（維持管理を行っている事業者）が採水します

一次検査としてBODを含む水質検査を行い、水質検査の結果からBOD又は残留塩素が不測と判断された場合には、浄化槽検査員が設置場所において、外観検査及び書類検査を実施します

用語の解説

※ 1 公共用水域 (こうきょうようすいいき)

水質汚濁防止法*第2条第1項で定義されるもので、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共水路をいい、地下水は含みません。

【参考】*水質汚濁防止法 (すいしつおたくぼうしほう)

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする法律です。規制の手法としては、全国一律に適用される排水濃度を規制する排水規制と閉鎖性水域の水質保全を目的として地域を限定して規制する水質総量規制からなります。

※ 2 汚濁物質 (おたくぶっつ)

生活排水や産業排水等に含まれており、水域に流入し、上水道、水産業、農業、レクリエーションなどの水利用に対して不利益をもたらすおそれのある物質のことです。水質汚濁防止法において人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質として定められている有害物質のほか、BOD*⁹ や COD*で表される有機物質*、SS*、酸、アルカリ、油分等があげられます。

【参考】*化学的酸素要求量 (COD) (かがくてきさんそようきゅうりょう) (シーオーディ)

水の汚れの程度をあらわす指標の一つです。BOD と違うのは、汚れを微生物によって分解させるのではなく、薬品を使って分解させることです。酸化剤 (過マンガン酸カリウム) を入れ100℃、30分で分解させ、そのとき分解に使われた酸化剤の量を求め、それを酸素の量で表します。なお、「化学的酸素消費量」ともいいます。

*有機物質 (ゆうきぶっつ)

炭素、水素、酸素等を構成元素としている物質の総称です。生物体、各種食品、し尿等の天然由来のものと、農薬、PCB、洗剤等の合成されたものがあり、その種類は数百万にもなるといわれています。浄化槽を含めた汚水処理の分野では、BOD、CODなどを指標として把握されます。

*SS (エスエス)

水中の汚濁物質をサイズにより大別した時、1μm (マイクロメートル) より大きく2mm より小さいもので、懸濁物質あるいは浮遊物質のことです。通常、検水を1μmのガラスファイバーろ紙でろ過し、蒸発乾固したろ紙上の残留物の重さを量って求めます。汚水処理では、除去対象項目としてBODとともに重要です。

$$[1\mu\text{m} = \frac{1}{1000}\text{mm}]$$

※ 3 生活排水 (せいかつはいすい)

水質汚濁防止法において、「炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水」と定義されており、生活雑排水*とし尿あるいは水洗便所排水を合わせたものをいいます。

【参考】*生活雑排水 (せいかつざつはいすい)

生活排水のうち、し尿あるいは水洗便所排水を除くもので、台所、洗濯、風呂等から出る排水をいいます。

※ 4 **下水道** (げすいどう)

下水を排除するために設けられる排水管, その他の排水施設, これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(浄化槽を除く)またはこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいいます。その目的, 形態, 管理等の別により公共下水道, 流域下水道, 都市下水路があります。

※ 5 **農業集落排水施設** (のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ)

農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落におけるし尿, 生活雑排水等の汚水または雨水を処理するための施設をいいます。汚水処理施設, 管路施設および雨水排水施設より構成されます。汚水処理施設に関する排除方式は, 汚水と雨水を分離し汚水のみを専用管路で集水する分流式を採用しています。また, 重金属等の有害物質を含む工場廃水等は処理対象汚水から除外しています。通常, 農業集落排水施設すなわち汚水処理と汚水の管路施設を単に農業集落排水施設とよぶ場合が多く, この部分は合併処理浄化槽と位置づけられています。

※ 6 **浄化槽** (じょうかそう)

水洗便所排水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽のことをいいます。なお, 水洗便所排水のみを処理するものは単独処理浄化槽(みなし浄化槽)であり, その設置は平成12年に禁止されています。既に設置されている単独処理浄化槽を使用することについては, 特に罰則はありませんが, よりよい水環境を残していくためには, 地域全体で単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくことが必要です。

※ 7 **維持管理(浄化槽の)** (いじかんり)

装置や機器がもつ機能を十分に発揮させるために行う, 保守点検, 清掃および検査のことです。浄化槽の保守点検には, 点検, 調整またはこれに伴う修理が含まれ, 清掃には汚泥, スカム^{*25}などの引き出し, 単位装置および付属機器類の洗浄, 掃除等があり, 検査には外観検査, 水質検査及び書類検査があります。

※ 8 **汚濁負荷量** (おたくふかりょう)

汚水量と汚濁物質の濃度の積で示され, 汚濁物質の量をあらわします。

※ 9 **生物化学的酸素要求量(BOD)**

(せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう) (ピーオーディ)

水の汚れの程度をあらわす指標の一つで, 水の中の酸素を使って汚れを分解する微生物が, どのくらい酸素を使ったかを調べるものです。20℃で5日間置いて, 水の中に溶けている酸素の減った量であらわします。汚れている水ほど微生物は酸素を必要とするため, BODの値は高くなります。なお, 「生物化学的酸素消費量」ともいいます。

※ 10 **嫌気性微生物** (けんきせいびせいぶつ)

酸素のない(絶対嫌気性又は偏性嫌気性という)所でのみ生育できる微生物と酸素の有無に関係なく生育可能な通性嫌気性微生物とに大別されます。前者にはメタンを作る微生物が存在し, 汚泥の安定化や減量化に役立つものや臭いの原因となる硫化水素を作る微生物が存在します。後者には腸内細菌が含まれ, 汚水の処理過程では窒素除去やリン除去に働く微生物がいます。

※ 11 **好気性微生物** (こうきせいびせいぶつ)

水中に溶け込んだ酸素を利用して生育する微生物です。汚水中の有機物質の酸化やアンモニア性窒素を亜硝酸性窒素、硝酸性窒素に酸化するなど、浄化槽における生物処理の中心となる微生物です。

※ 12 **原生動物** (げんせいどうぶつ)

原虫ともいい、単細胞動物の総称です。汚水の処理過程で増加し、それに伴って処理水質に透明感が生じる等、浄化に大きな役割を果たしています。

※ 13 **微小後生動物** (びしょうこうせいどうぶつ)

原生動物を除いた多細胞の動物すべてが属し、好気性で生育します。汚水の生物処理施設で出現する代表的な後生動物としては、輪虫、貝類、ミミズ類、クマムシ、ミジンコなどがおり、汚泥の減量化等に大きな役割を果たしています。これらが優占化した浄化槽では、透視度も高く、BOD 10mg/L 以下の水質が得られることが多いといわれています。

※ 14 **夾雑物** (きょうざつぶつ)

汚水中に含まれる粗大なトイレペーパーやし尿中の未消化物など一般に2mm 以上の固形物を指します。スクリーン設備あるいは、嫌気ろ床槽や夾雑物除去槽等の一次処理装置で除去されます。

※ 15 **高度処理型浄化槽** (こうどしよりがたじょうかそう)

従来の処理よりも BOD・SS 除去がすぐれていたり、新たに窒素除去やリン除去を可能とする浄化槽のことです。

※ 16 **ディスポーザー**

台所から出る生ゴミを水と一緒に粉砕する機械で台所のシンクの下に設置します。粉砕された食品由来の有機性廃棄物が下水道や浄化槽に投入されると、処理負担が格段に増大し、処理能力を超えると環境汚染を招きます。設置を禁止している地域もあるため、設置を検討する際には、市町村の担当課などに確認する必要があります。

※ 17 **浄化槽管理者** (じょうかそうかんにりしゃ)

浄化槽の所有者、占有者等で、浄化槽の管理についての責任を有する者です。通常各家庭に設置されている浄化槽の場合は世帯主がこれに当たります。浄化槽管理者には、保守点検、清掃を適切に実施することや、浄化槽法*で定める法定検査を受けることなどの義務があります。

【参考】***浄化槽法** (じょうかそうほう)

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理を図り、これを通じて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする法律です。浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃の各段階で必要な規制をするとともに、これを実態面で担保するため、浄化槽に係る者の責任と義務を明確化し、その身分資格を確立しています。

※ 18 **保守点検** (ほしゅてんけん)

浄化槽の点検、調整またはこれに伴う修理をする作業のことです。具体的には、浄化槽の単位装置や付属機器類の作動状況、施設全体の運転状況および放流水の水質等を調べ、異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講じる作業です。

※ 19 **清掃（浄化槽の）**（せいそう）

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業です。

※ 20 **指定検査機関**（していけんさきかん）

浄化槽法により義務づけられている水質に関する検査を行う機関で、都道府県知事が検査の業務を行う機関として指定しています。

※ 21 **法定検査（浄化槽の）**（ほうていけんさ）

浄化槽法において浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを確認するために、水質に関する検査を定めています。浄化槽設置後等に行われる第7条に基づく検査と、原則として毎年1回定期的に行われる第11条に基づく検査があります。

※ 22 **浄化槽管理士**（じょうかそうかんりし）

浄化槽の保守点検の業務に従事する者に必要な、浄化槽法に基づく国家資格を有する者です。環境大臣の行う国家試験に合格するか、または環境大臣の指定する指定講習機関が行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了することで資格を取得できます。

※ 23 **保守点検業者**（ほしゅてんけんぎょうしゃ）

浄化槽の保守点検を業として行う者です。浄化槽法において都道府県および保健所設置市は、条例で、登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができるとされています。登録の要件として浄化槽管理士の設置に関する事項等が定められています。

※ 24 **清掃業者（浄化槽の）**（せいそうぎょうしゃ）

市町村長の許可を受けて、浄化槽清掃業を営む者です。浄化槽清掃業の許可に関しては、その事業の用に供する施設および申請者の能力が、環境省令で定める技術上の基準に適合する者であること、および申請者が欠格事由に該当しないことが要件とされています。

※ 25 **ブロワ**

機器や装置に空気を供給する送風機のことです。ブロワを含む様々な機器類は定期的な保守点検を十分に行う必要があります。その際、定期的にあるいは何らかの異常が生じた場合は部品の交換が必要になります。

※ 26 **スカム**

嫌気ろ床槽や沈殿槽に発生する浮上物のことをいいます。有機物質の嫌気性分解で発生するメタンや二酸化炭素、脱窒素作用で発生する窒素などの気泡の付着により、浮遊物質や汚泥等の見掛け比重が小さくなり浮上してスカムになります。スカムが多量に発生し蓄積すると、流入、流出管が閉塞したり、槽容量が減少してスカムが流出したり、清掃時に汚泥引き抜き作業が困難となると同時に、清掃汚泥量が増大する等の悪影響がでます。とくに沈殿槽のスカムは処理水質に直接影響するので、発生の防止や多量に蓄積しないように適切な頻度で移送するなどの保守点検が重要です。

※ 27 **維持管理要領書**（いじかんりようりょうしょ）

浄化槽設置後、「浄化槽の使用上の注意」とともに工事業者から引き渡される説明書類の一つです。浄化槽の維持管理（保守点検及び清掃）を行う際に使用するものであるため、紛失しないようにする必要があります。

※ 28 **溶存酸素 (DO)** (ようぞんさんそ) (ディーオー)

水中に溶け込んでいる酸素の濃度を示します。

※ 29 **NO_x-N <化学記号>**

亜硝酸性窒素 (NO₂-N) と硝酸性窒素 (NO₃-N) をたしたものです。タンパク質等の分解によって生じたアンモニア性窒素*³⁰ が、硝化細菌の働きにより、生物化学的に酸化されます。亜硝酸性窒素の酸化がさらに進むと硝酸性窒素になります。浄化槽では、好気性生物処理が良好な場合に NO_x-N がみられることから、ばっ気槽等における酸化状況を判断する指標となっています。

※ 30 **pH** (ピーエイチ)

水の液性を表す指標で水素イオン濃度指数です。ペーハーともいいます。中性の水の pH は7で、pH が7を下回ると酸性、pH が7を超えるとアルカリ性を示します。汚水の生物処理で硝化が進行した場合は pH が低下します。

※ 31 **NH₄-N <化学記号>**

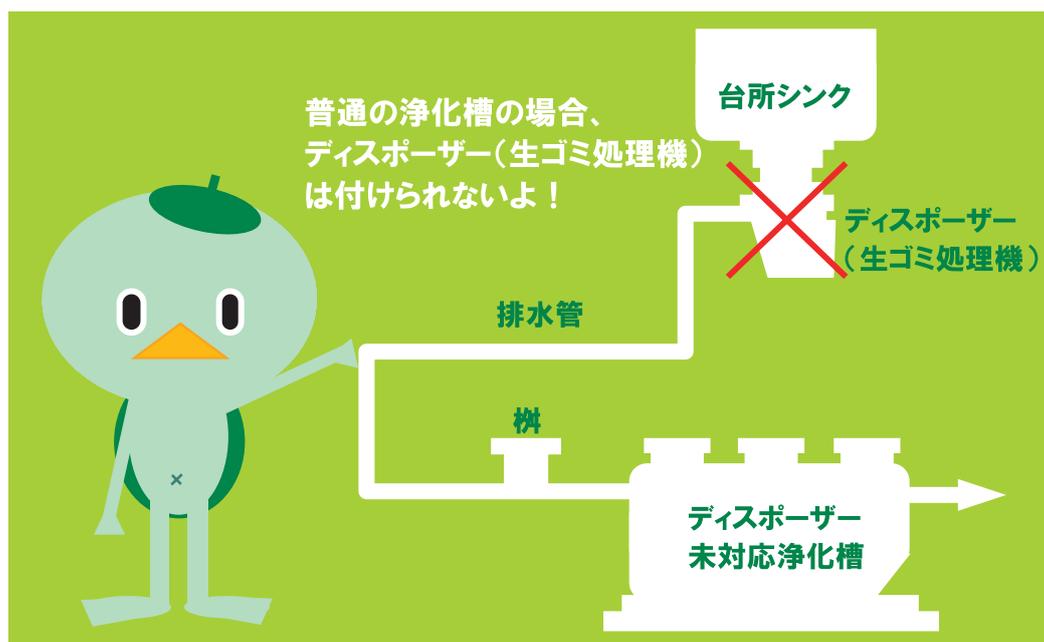
アンモニア性窒素のことです。タンパク質等の有機性窒素化合物が分解等の作用を受けて生成されるものです。水環境分野では、し尿や生活排水による水の汚濁の程度を判断する指標です。

※ 32 **浄化槽法第7条第1項に基づく設置後等の水質検査**

浄化槽の設置や構造・規模変更後の水質に関する検査です。浄化槽の工事が適正に行われ浄化槽の本来の機能を発揮しているかを確認するものです。

※ 33 **浄化槽法第11条第1項に基づく定期検査**

浄化槽が適正な維持管理により、所期の処理機能が確保されているか否かに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として実施するものです。



浄化槽 Q & A

Q.01 浄化槽の維持管理は、なぜ必要なのでしょう

A.01 下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。



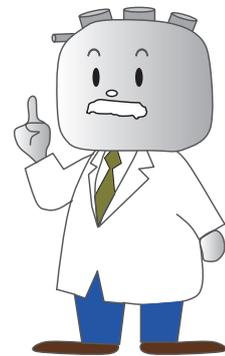
Q.02 浄化槽の取り扱いのルールを定めた「浄化槽法」があると聞きましたが

A.02 「浄化槽法」は、「浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与すること」を目的に昭和58年に制定された法律です。この「浄化槽法」では、おおよそ次のようなことを規定しています。

01. 浄化槽の製造と販売について
02. 浄化槽の設置の届出について
03. 浄化槽の工事と浄化槽設備士制度について
04. 浄化槽の使用開始報告について
05. 浄化槽の使用について
06. 浄化槽の設置後等の水質検査について
07. 浄化槽の保守点検と浄化槽管理士制度について
08. 浄化槽の清掃について
09. 浄化槽の定期検査について
10. この法律に違反した場合の罰則について

「浄化槽法」は、昭和60年10月1日から全面施行されたため、この日を「浄化槽の日」と定め、毎年この日を中心に全国でさまざまな行事が催されています。

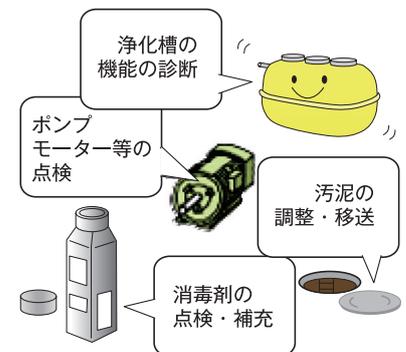
なお、平成13年4月1日から、原則として単独処理浄化槽の設置が禁止されています。



Q.03 保守点検とは、いつ、どんなことをするのですか

A.03 浄化槽の「保守点検」では、浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認し、通常実施される年1回の清掃以外に必要な汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といったことを行います。

当然、定期的に行うべきものですから、家庭用の小型浄化槽では4か月に1回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）行うよう定められています。



Q.04 浄化槽を「使う側」が知っているべき法的義務は どんなことですか

- A.04** 「浄化槽法」とこれに基づく各省令等で詳細に規定されている事柄のうち、『使う側』の皆さんに知ってほしい義務は次のようなことです。
1. 下水道等による場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならないこと
 2. 浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならないこと
 3. 浄化槽を使用する人は「浄化槽の使用に関する準則」（下記事項）を守らなければならないこと
 - ・ し尿を洗い流す水の量は適正量とする
 - ・ 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の機能を妨げるものは流入させない
 - ・ 単独処理浄化槽では雑排水を流入させない
 - ・ 合併処理浄化槽では工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を流入させない
 - ・ 電気設備のある浄化槽の電源を切らない
 - ・ 浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔になる構造物を作らない
 - ・ 浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけない
 - ・ 通気口をふさがない
 4. 浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」として定め、次のような義務を課していること（戸建て住宅の場合、一般には住民の方が「浄化槽管理者」になります）
 - ・ 浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数について行い、その記録を3年間保存しなければならない。ただし、保守点検や清掃を資格のある業者等に委託することができる
 - ・ 指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。これには、使用開始後3～8ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査」（浄化槽法第7条に基づく検査）と毎年1回行う「定期検査」（浄化槽法第11条に基づく検査）の2種類の検査がある。なお、これら浄化槽法の規定に違反すると罰則を受けることがあります。



Q.05 保守点検を頼みたいのですがどこへ連絡すればいいのですか

- A.05** 保守点検を頼む業者は、「浄化槽保守点検業者」です。この業者の連絡先は、地元の保健福祉環境事務所の浄化槽担当課、または浄化槽協会におたずねください。



Q.06 浄化槽の清掃について教えてください

- A.06** 浄化槽に流れ込んだ汚水は、沈殿・浮上といった物理作用と微生物の働きによる生物作用によって浄化されますが、この過程で必ず汚泥やスカムといった泥の固まりが生じます。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。そこでスカムや汚泥を槽外へ引き抜き、附属装置や機械類を洗浄したり、掃除する作業が必要です。
- 「清掃」とはこのような作業のことを指していますが、浄化槽の維持管理の上で、とても重要な作業になり、年1回以上（全ばっ気型の浄化槽は半年に1回以上）の実施が義務づけられています。



Q.07 清掃作業の業者はどこへ頼めばいいのですか

- A.07** 清掃は、「浄化槽清掃業」の許可を地元の市町村長から受けた業者に委託してください。浄化槽清掃業の許可を受けた業者についての問い合わせは、地元の市町村の浄化槽担当課へおたずねください。



Q.08 法定検査を受ける義務もあるようですが

A.08 浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。
 浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この水質に関する検査で確認するわけですから、大変重要な検査です。
 これらの検査は「浄化槽法」に定められていることから、法定検査と呼びますが、浄化槽を使い始めて3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査」と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」があります。



Q.09 法定検査を行う人は、だまっていなくても来てくれますか

A.09 法定検査は、基本的には浄化槽管理者であるあなた自身が依頼することとなっています。依頼しない場合は、都道府県知事から勧告を受け、それに従わなければ過料に処せられる場合があります。
 しかし、浄化槽法第7条第1項に基づく設置後等の水質検査については、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に、第11条第1項に基づく定期検査については、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができますので、浄化槽の維持管理契約を結ぶ際に確認しておくとういでしょう。詳しくは、地元市町村・保健福祉環境事務所の浄化槽担当課、または浄化槽協会へ問い合わせてください。



Q.10 法定検査とは、どんなことを行うのですか

A.10

	「設置後等の水質検査」(7条検査)	「定期検査」(11条検査)
検査の時期	使用開始後3ヶ月を経過してから5ヶ月以内	年1回
外観検査	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況
水質検査	水素イオン濃度(pH) 活性汚泥沈殿率 溶存酸素量 透視度 塩化物イオン濃度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量(BOD)	水素イオン濃度(pH) 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量(BOD)
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施	保存されている保守点検と清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施



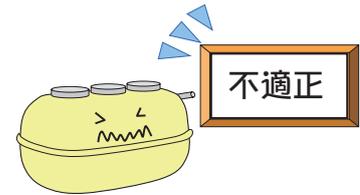
Q.11 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか

- A.11** すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。
- 法定検査には「設置後等の水質検査」と「定期検査」がありますが、法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。



Q.12 法定検査を受けた後、「不適正」の通知を受けましたが、どうしたらいいでしょうか

- A.12** 指定検査機関から浄化槽管理者へ提出される検査結果書には、1. 適正、2. おおむね適正、3. 不適正の3段階の判定が記載されます。
- このうち「不適正」の判定が記載されている場合には、検査結果書にしたがって工事業者や保守点検業者に相談し、適切な処置をしなければなりません。その際には、保健福祉環境事務所等からの指導がありますので、まずはそれに従って改善を行ってください。



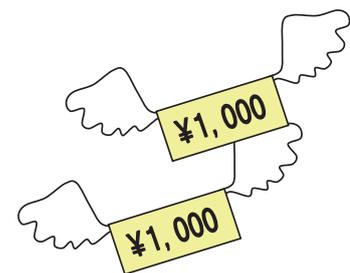
Q.13 保守点検・清掃の記録はどれくらい保管しなければならないのですか

- A.13** 保守点検・清掃の記録は、浄化槽管理者が3年間保管する義務があります。また、これらの記録は法定検査の際に必要なものです。これらがないと法定検査の書類検査ができなくなりますので、専用の書類入れをつくって、保存するとよいでしょう。



Q.14 浄化槽法に違反した場合の「罰則」とはどのようなものですか

- A.14** 浄化槽管理者に関係する違反行為とその罰則は次のとおりです。
1. 保守点検や清掃が定められた基準に従って行われていないとして、都道府県知事に改善措置や使用停止を命ぜられたにもかかわらず、この命令に違反した場合
→ 6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金
 2. 無届か嘘の届け出により浄化槽を設置した場合
→ 3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 3. 届け出た浄化槽の設置又は構造・規模の変更計画が不適正であるとして、計画の変更又は廃止を命ぜられたにもかかわらず、これに違反した場合
→ 3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 4. 技術管理者を置くべき浄化槽について、技術管理者を置かなかった場合
→ 30万円以下の罰金
 5. 行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたにもかかわらず、報告をしなかったり、嘘の報告をした場合
→ 30万円以下の罰金
 6. 設置後等の水質検査及び定期検査に関しての都道府県知事からの命令に従わない場合
→ 30万円以下の過料
 7. 浄化槽の使用を廃止したときの都道府県知事への届出をしなかったり嘘の届出をした場合
→ 5万円以下の過料
 8. 行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり、又は嘘の答えをした場合
→ 30万円以下の罰金



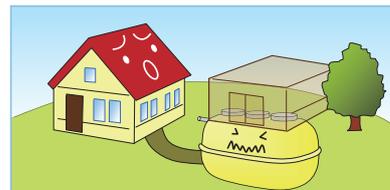
Q.15 風呂場の改造で浴槽を大きくしましたが浄化槽への影響が心配です

- A.15** 一般的に、小型浄化槽であっても、風呂場の改造で浴槽を大きくした程度の水量の増加には対処できるよう設計されています。しかし、同時に全自動洗濯機の排水を流すような場合には、時間をずらすなどの配慮をしてください。また、排水口に取り付けるだけで、流量を調整する器具もありますので利用してみてください。



Q.16 物置のスペースがないので困っていますが、浄化槽の上を一部利用できませんか

- A.16** 浄化槽のマンホールやフロアの上には、物置などを置かないでください。特に、日頃から点検や清掃作業に支障がないように十分注意してください。



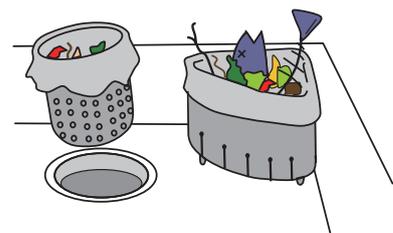
Q.17 使い古しの食用油の始末は、油処理剤を使えば、流しに流せるのでしょうか

- A.17** 廃油に混ぜて、液体のまま流しに流す方式の油処理剤は、浄化槽の中で、ふたたび油と水に分離します。このため、結果として大量の油を流し込んだのと同じことになり、油が浄化槽内のろ床やパイプ類に付着して目詰まりをおこすなど機能低下の原因になりますので、その使用は避けてください。
- なお、家庭からの廃油処分は、牛乳パックの中に、古新聞等に浸み込ませて入れ、可燃ごみとして出すか、油を固めるタイプの凝固剤で固化させてから、可燃ごみとして出してください。
- また、皿や鍋、フライパン等についた油も、洗う前にキッチンペーパーや新聞紙などで拭きとるようにしましょう。



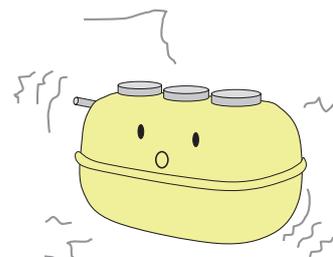
Q.18 台所からの野菜くず等が流れ込まないように排水口にネットをかぶせていますが

- A.18** 家庭用の浄化槽は、台所から出るごみをすべて処理するようにはできていません。そのため、市販の流し用のネットや使い古しのストッキングなどを再利用して排水口に被せると、小さな野菜くずまで回収できて効果的です。



Q.19 浄化槽からの音が気になりますが

- A.19** 浄化槽からの「音」や「振動」について、原因を特定するのは、かなり難しいことです。
- 過去にあった例では
- ・フロアが原因
 - ・家屋の土台などと接触している
 - ・「音」が聞こえる部屋と接近しすぎている
 - ・浄化槽本体が原因
- などがありました。いずれの場合も、早めに浄化槽保守点検業者（あるいは施工業者）に連絡して、適正な措置をとるようにしてください。



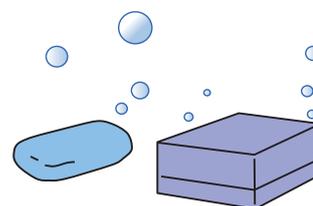
Q.20 浄化槽からの臭いがひどいのですが

- A.20** 臭気の原因として考えられるのは、
- ・フロアの異常による浄化槽の機能低下
 - ・浄化槽の清掃不足
 - ・排気設備の不良
 - ・マンホール蓋の密閉が不十分
- などがあります。
- これらへの対処は、専門知識がなければできないものもありますので、委託している浄化槽保守点検業者に連絡して、適正な措置をとるようにしてください。



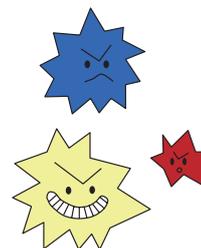
Q.21 洗濯には粉石鹼や無リン洗剤がいいと聞きますが、どれを使えば良いのですか

- A.21** 環境にやさしいから粉石鹼を使うという人もいれば、無リン洗剤の方が優れているから使うという人もいます。
- 浄化槽の立場から考えれば、できるだけ中性のものを、洗剤メーカーが指示する適量を必ず守って、使ってもらいたいと思います。
- 洗剤は大量に入れても汚れ落ちとは無関係ですし、逆に水を汚す原因となるだけです。
- なお、家庭でシーツやシャツなどに使う漂白剤は、適量を使用するかぎり大丈夫ですが、塩素系の漂白剤は避けた方がいいでしょう。



Q.22 風呂場のタイルに使うカビ取り剤を流しても大丈夫ですか

- A.22** 市販のカビ取り剤のほとんどが、次亜塩素酸ナトリウムを主成分にしていますので、大量に使えば浄化槽内で働く微生物を殺してしまいます。
- ですから、カビ取り剤は適正量を使用し、その後は、多めの水で洗い流してください。また、その後は1ヶ月に1度、薬用アルコールを霧吹きでタイル面に吹き付ければ、消毒とカビの発生を防ぐことができます。
- なお、薬用アルコールは薬局で売っています。



Q.23 トイレの掃除に洗剤を使いたいのですが

- A.23** トイレの洗剤として市販されているものにはおおよそ塩素系、酸性、中性の3つのタイプがあり、浄化槽向きであるものは、そのことを表示しています。しかし、洗剤は、使用する量によって、浄化槽内の微生物の働きを弱め、ひいては浄化槽機能の著しい低下を引き起こすことがあります。
- できれば、トイレの清掃は水やぬるま湯を使い、便器の黄ばみ等を取るには、消毒用アルコールをトイレトーパーに浸し込ませて拭き取るようにしましょう。なお、洗剤を使用する場合は、浄化槽に対応しているタイプのものを選び、必ず適量の使用を守ってください。



Q.24 入浴剤を使って家庭で温泉気分を楽しんでいます

- A.24** 市販の入浴剤を適量を守って使用している限りは、心配することはありません。ただし、多量に入れると浄化槽内の水に色が付き、水質検査のときなどに確認しにくくなりますので、注意してください。なお、硫黄化合物の含まれている入浴剤の使用は避けてください。



Q.25 トイレの芳香剤は、問題ないのですか

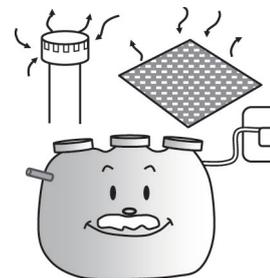
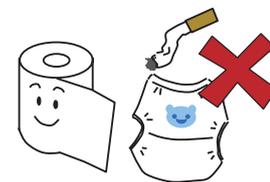
A.25 入浴剤と同様に、適量を守って使用している限りは、浄化槽の機能に影響を及ぼすことはありませんが、芳香剤に含まれる色素によって着色され、水質検査のときなどに水質悪化と間違えられたり、香料と槽内の臭気が混じって臭気の問題を起こすこともありますので、注意してください。



Q.26 家族のみんなが知っておくべきことは何ですか

A.26 小型浄化槽は、し尿だけでなく台所や風呂、洗濯などの生活雑排水もいっしょに処理する浄化槽です。それだけにさまざまな性質の汚水を処理する能力が要求されます。こうした状況を浄化槽を使用する家族のみんなが理解し、浄化槽が機能を十分に発揮できるように協力することが大切です。

1. 登録を受けた保守点検業者等と保守点検契約を、許可を受けた清掃業者と清掃契約をそれぞれ結んでください。また、指定検査機関に法定検査を依頼してください。
2. 台所で
 - ・使った油は、流しなどに流さず、ゴミと一緒に出す
 - ・なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗う
 - ・三角コーナーには細かいネットをかぶせる
3. 洗濯で
 - ・無りん洗剤を使う
 - ・洗剤はかならず適量をはかって使う
 - ・漂白剤は適量を使う
4. トイレで
 - ・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さない
 - ・トイレットペーパーを使う
 - ・塩酸等の薬品を使わない（普通のトイレ洗剤はOK）
5. 浄化槽で
 - ・殺虫剤は使わない
 - ・フロアの電源を絶対に切らない



浄化槽をやさしく使ってあげるために、お皿などの汚れは、あらかじめふき取ってから洗ったり、洗剤は必要以上に使わないなどのやさしい心づかいが必要なのね！



浄化槽の設置等に関する主な手続き

1

浄化槽を設置する場合は、建築基準法又は浄化槽法の規定により、浄化槽を設置する場所を所管する保健福祉環境事務所へ浄化槽設置届出・計画書を提出します。

浄化槽
設置
届出
計画書

2

浄化槽の設置工事が完了したら、同事務所へ浄化槽工事完了届出書を提出します。

浄化槽
工事完了
届出書

3

浄化槽を使用開始する直前に最初の保守点検を実施します。専門の浄化槽保守点検業者に業務を委託してください。



4

浄化槽の使用を開始したら、30日以内に同事務所へ浄化槽使用開始報告書を提出します。

浄化槽
使用開始
報告書

5

浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間で指定検査機関の行う設置後の水質検査（法第7条検査といいます。）を受けなければなりません。



6

⑤の検査を受けた後、毎年1回指定検査機関の行う水質調査（法第11条検査といいます。）受けなければなりません。

毎年1回!



7

毎年1回以上浄化槽の清掃をしなければなりません。専門の浄化槽清掃業者に業務を委託してください。

毎年1回以上!



8

浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、浄化槽を廃止したことを上記事務所へ届け出なければなりません。

廃止しました!



※福岡市及び久留米市における手続きは、保健福祉環境事務所ではなく、各区役所及び市役所の担当課が窓口となります。

福岡県保健福祉環境事務所一覽

2018年4月現在

事務所名	住所	TEL	管理区域
筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5611	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 糸島市 筑紫郡
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域環境課	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-2475	中間市 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡 遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4975	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手市 嘉穂郡 田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 環境課 地域環境課	久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎	0942-30-1052	小郡市 うきは市 朝倉氏 朝倉郡 三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 地域環境課	八女市本村 2 5 八女総合庁舎	0943-22-6963	柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
京筑保健福祉環境事務所 環境課 地域環境課	行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎	0930-23-9050	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

福岡県市町村一覽

2018年4月現在

市町村名	担当課	電話番号
北九州市	業 務 課	093-582-2180
福 岡 市	生活衛生課	092-711-4273
東 区	生活環境課	092-645-1061
博 多 区	生活環境課	092-419-1070
中 央 区	生活環境課	092-718-1092
南 区	生活環境課	092-559-5101
西 区	生活環境課	092-895-7053
城 南 区	生活環境課	092-833-4088
早 良 区	生活環境課	092-833-4343
大牟田市	環境保全課	0944-41-2721
久留米市	給排水設備課	0942-30-8522
直 方 市	下 水 道 課	0949-25-2202
飯 塚 市	環境整備課	0948-22-5500
田 川 市	環境対策課	0947-44-2000
柳 川 市	生活環境課	0944-77-8483
八 女 市	下 水 道 課	0943-23-1462
筑 後 市	上下水道課	0942-53-4120
大 川 市	環 境 課	0944-87-6789

市町村名	担当課	電話番号
行 橋 市	環 境 課	0930-25-1111
豊 前 市	上下水道課	0979-82-1111
中 間 市	下 水 道 課	093-2466256
小 郡 市	下 水 道 課	0942-72-2111
筑紫野市	環 境 課	092-923-1111
春 日 市	ごみ減量推進課	092-584-1111
大野城市	環境・最終処分場対策課	092-580-1889
宗 像 市	環 境 課	0940-36-1421
太宰府市	環 境 課	092-921-2121
古 賀 市	下 水 道 課	092-942-1118
福 津 市	下 水 道 課	0940-52-4961
うきは市	住環境建設課	0943-75-4983
宮 若 市	下 水 道 課	0949-32-3159
嘉 麻 市	環 境 課	0948-62-5663
朝 倉 市	下 水 道 課	0946-22-1111
みやま市	上下水道課	0944-64-1533
糸 島 市	下 水 道 課	092-332-2083

市町村名	担当課	電話番号
(筑紫郡)		
那珂川町	下水道課	092-953-2211
(糟屋郡)		
宇美町	環境課	092-934-2226
篠栗町	都市整備課	092-947-1111
志免町	生活安全課	092-935-1001
須恵町	地域振興課	092-932-1438
新宮町	環境課	092-963-1732
久山町	町民生活課	092-976-1111
粕屋町	道路環境整備課	092-938-0198
(遠賀郡)		
芦屋町	環境住宅課	093-223-3538
水巻町	上下水道課	093-201-4321
岡垣町	住民環境課	093-282-1211
遠賀町	都市計画課	093-293-1234
(鞍手郡)		
小竹町	農政環境課	09496-2-1946
鞍手町	上下水道課	0949-42-2111
(嘉倉郡)		
桂川町	保険環境課	0948-65-1097
(朝倉郡)		
筑前町	上下水道課	0946-22-3332

市町村名	担当課	電話番号
東峰村	住民税務課	0946-74-2311
(三井郡)		
大刀洗町	住民課	0942-77-2141
(三潞郡)		
大木町	環境課	0944-33-2202
(八女郡)		
広川町	環境衛生課	0943-32-1138
(田川郡)		
香春町	税務住民課	0947-32-8400
添田町	保険福祉環境課	0947-82-1232
糸田町	住民課	0947-26-1235
川崎町	環境保全課	0947-72-3000
大任町	住民課	0947-63-3003
赤村	住民課	0947-62-3000
福智町	住民課	0947-22-7761
(京都郡)		
苅田町	上下水道課	093-434-1829
みやこ町	上下水道課	0930-33-3113
(築上郡)		
吉富町	住民課	0979-24-1124
上毛町	建設課	0979-72-3111
築上町	環境課	0930-52-0001

もしものときの浄化槽に関する連絡先一覧

トラブルが起こったら、ここに連絡しましょう！！

もしもの時のために、各業者名や市町村担当部署名を確認して、記載しておきましょう！

■ 工 事

	名 称	連 絡 先
設置工事の業者		— —

■ 保守点検

	名 称	連 絡 先
保守点検の業者		— —

■ 清 掃

	名 称	連 絡 先
清 掃 の 業 者		— —

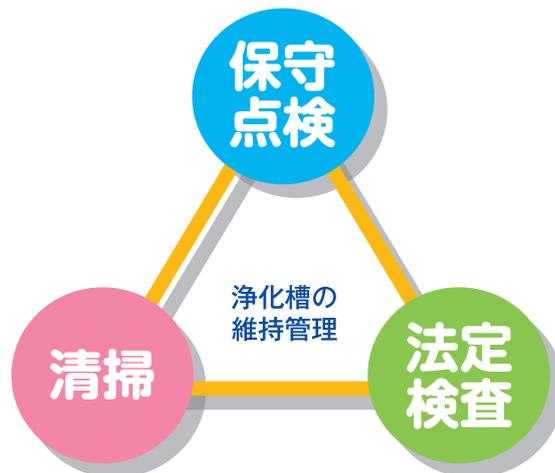
■ 法定検査

	名 称	連 絡 先
指定検査機関	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2	092-947-1800
	福岡検査センター 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2	092-947-6123
	筑後検査センター 久留米市宮ノ陣町3-2-38	0942-46-1900
	筑豊検査センター 田川市大字夏吉422-7	0947-45-6102

※年に1回、浄化槽法に基づく法定検査が義務づけられています。

■ 行 政

	名 称	連 絡 先
県の浄化槽担当部署	()保健福祉環境事務所()課	— —
	名 称	連 絡 先
市町村の浄化槽担当部署	()市・町・村()課	— —



浄化槽の「保守点検」・「清掃」・「法定検査」は、
わたしたちの身近な水環境を守り、
子供たちの未来を守るためのトライアングルです。
この3つはとても大事な事なので必ず実施してください！

わが町の環境支える浄化槽
一般財団法人 福岡県浄化槽協会
<http://www.fjkyo.or.jp>

福岡検査センター
〒811-2412
糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2
TEL (092) 947-6123
FAX (092) 947-3636

筑後検査センター
〒839-0801
久留米市宮ノ陣3丁目2-38
TEL (0942) 46-1900
FAX (0942) 46-1901

筑豊検査センター
〒825-0004
田川市大字夏吉422-7
TEL (0947) 45-6102
FAX (0947) 45-4607



環境保護のため再生紙を使用しています
100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しました。